

め、自らサービス事業者を選んで「契約」する仕組みになる。

障害者の「契約」に基づくサービス費用のうち、本人負担(利用料)を除いた費用を、国・自治体が「支援費」として助成する「支援費制度」については、「福祉サービスの確保が原則として障害者個人の責任となり、国や自治体は「支援費」の助成など第三者的になる」「在宅、施設ともにサービスが圧倒的に不足しているなかで『自由に選択できる』と言う政府のうたい文句どころか、新制度発足の前提条件すら欠く現状にある」「障害者及び家族の負担が増大する心配がある」などの問題点が各方面から指摘されてきた。

よって、足立区議会は国会及び政府に対して、新制度が成立し、実施が迫った今、障害者が安心して利用できる「支援費制度」にするために、次の施策を行うことを強く求めるものである。

記

1、国の「支援費」は障害者の生活実態にあった額にすること。国は障害者の自立を保障するものにふさわしい「支援費」の全国基準を設定すべきである。事業者から敬遠される事態が起りかねない重度の障害者については、国の責任で、施設、在宅サービスとも、「支援費」に重度加算を設けること

1、強度行動障害や筋萎縮性側索硬化症(ALS)の方達には、特別加算を設けること

1、成人した障害者の利用料は、本人所得に基づく徴収を原則とし、扶養義務者からの徴収は行わないこと

1、現在、障害者(児)サービスを受けている方達については、施設・在宅ともこれまでの水準と利用料で引き続きサービスが受けられるようにすること

1、区市町村が実施する「支援費」の支給審査は、厚生労働省が省令で定める「勘案事項」と「チェック項目」に沿って行われ、また、これを障害者の生

活実態を反映した認定を行うことができるものにすること

1、申請や契約が困難な障害者がサービスから排除されないように現行の措置制度を柔軟に活用することを奨励するとともに、自ら契約することが困難な障害者への支援策を拡充すること

1、「支援費制度」の対象となる事業については、各種補助事業の一層の拡充を図ること

右、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成 年 月 日

議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 あて

財務大臣

厚生労働大臣

議員提出第16号議案

東京都の福祉サービス提供主体経営改革への取り組みに関する意見書

右の議案を別紙のとおり、会議規則第13条の規定により提出する。

平成14年10月21日

提出者

足立区議会議員	さとう 純子
同	大島 芳江
同	針谷 みきお
同	渡辺 修次
同	橋本 ミチ子
同	小野 実
同	今井 重利
同	鈴木 秀三郎
同	伊藤 和彦
同	ぬかが 和子
同	村田 晃一
同	鈴木 けんいち

足立区議会議長 鈴木 進様

(提案理由)

東京都の福祉サービス提供主体経営改革への取り組みの見直しを求めるため、本案を提出する。

東京都の福祉サービス提供主体経営改革への取り組みに関する意見書

東京都は7月26日に「福祉サービス提供主体経営改革への取り組みについて」を策定し、都立福祉施設の廃止または民間移譲等を推進する方針を打ち出した。「福祉サービス提供主体経営改革に関する提言委員会」は、私立保育園をはじめとした民間福祉施設への補助について、人件費補助の廃止、その他の都独自補助の全面見直し等の中間提言を行った。都はこの提言を受け、検討していくとしている。

民間福祉施設への人件費補助をはじめとした都独自補助は、民間福祉施設の人材確保を支援し、サービス水準を引き上げるためになくてはならないものであり、関係者から、人件費補助が廃止されたら、「大幅なサービス低下が避けられない」「福祉施設として存続できない事態になりかねない」という切実な声があがっている。補助対象施設の多くは私立保育園であり、補助の廃止や削減の事態になれば、区市町村の保育、福祉行政に多大な影響を及ぼすことは明らかである。

都立福祉施設については、当面5年間だけでも、2施設を廃止、養護老人ホーム、児童養護施設、障害者施設11箇所を民間に移譲、その他の施設も、特別養護老人ホームをはじめ規模を縮小する計画が示されている。しかし、これまで広域的、専門的、先駆的な役割を東京都が責任をもって果たしてきた都立福祉施設の役割は、今日なお重要なものである。しかも、特別養護老人ホームだけで都内に2万5千人の入所希望者がいるほか、養護老人ホームや障害者施設、児童養護施設も不足している現状を十分に考慮すべきことは言うまでもない。

よって、足立区議会は東京都に対して、以下の事項について、強く求めるものである。

記

1、民間福祉施設への人件費補助の廃止や、その他の都独自補助の削減、区市町村による肩代わり措置などの事態が生じることは行わないこと

1、福祉サービスの低下につながる都立福祉施設の廃止や縮小、民間移譲等は行わないこと

また、区市町村の福祉サービス基盤整備への支援を拡充すること

1、私立保育園をはじめとした民間福祉施設への補助や、都立福祉施設のあり方について都が検討する際は、区市町村と協議し、区市町村の意見を十分に尊重すること

右、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成 年 月 日

議長名

東京都知事 あ て